

湖南小学校いじめ防止等のための基本的な方針 R8

湖南小学校校内マニュアル

1. 「いじめはどこにでもある」という認識をもつ

2. 「いじめ」の事実をキャッチする方法として ～早期発見・早期解決のために～

- ★ひとりひとりの心の有様を注意深く観察・・・行動、言葉遣い、視線、表情、仕草など
- ★子どもについての情報網づくり・・・校内生徒指導委員会を軸に職員同士、保護者・地域からも
- ★相談相手になる時間の設定・・・相談の時間、副担任や養護の先生、教頭先生とも時間を確保して
- ★休み時間等の過ごし方の観察・・・共に遊ぶ中で言動をとらえる、遊びに入れない子へ目を向けて
- ★日記・・・気になることはすぐに学年主任と生徒指導主任、教頭へ報告、その後で保護者と情報共有
- ★アンケート調査・・・年1回以上実施する。(9月、12月)
- ★「いじめ」を許さない意志を育てる・・・見逃さない、聞き逃さない、傍観者にならない、自分事に

3. 「いじめ」の被害者への支援

- ☆「先生は、あなたの味方。つらかったね。気持ちや立場がよく分かるよ」と伝える。
- ☆話をじっくり聴く (視線を同じ高さにして傾聴)。
- ☆加害者の説明との相違点について、具体的な状況を詳しく聴く。
- ☆複数の先生によって加害者に言動を振り返らせる指導をし、加害者の謝罪したい意向を伝える。
- ☆謝罪の場を設ける。今ここから、どのような関係を築くべきなのか意思決定し、共通基盤に立つ。

4. 「いじめ」の加害者への指導

- ★事実が判明したら、時系列で事実を話させ、考えや気持ちを聴く。
- ★被害者の説明と相違点があれば詳しく聴く。食い違いを聴き逃さず、そこを指導の足場に据える。
- ★被害者に対して、自分の言動について謝罪することを自ら決意できるように指導する。

5. 未然防止と保護者への周知・対応

(1) 「未然防止」・・・いじめ (SNS・LINE 等によるネット上のいじめを含む) が起きないように日常的な交流活動を充実させる。

◎学級、学年、児童会で「いじめは絶対に許さない」という認識に立つ

◎学級、学年、児童会で「いじめられてよい子はひとりもない」という認識に立つ

☆傍観者を出さない。担任の先生や教科担任の先生、養護の先生、教頭先生に伝える。

☆学級内で ①児童間の悪口や陰口等は、その場で指導する。「死ね・うざい・キモい」を消滅させる。

②嬉しい気持ち、ありがたい気持ちを味わえる学級生活や雰囲気づくりを工夫する。

③道徳、学級指導、児童会強調週間・月間で互恵関係が伸長する実践を重ねる。

☆学年内で ①生徒指導徹底事項に基づき、複数の教師の目や対応によって例外なく対処する。

②学年行事の目的に「互いに嬉しい関係づくり」を加え、指導を工夫する。

☆学校で ①あいさつや会釈の意味を知り、励行する。

②互いに嬉しい気持ちを味わったり、感謝の気持ちを覚えたりする全校行事を設ける。

(2) いじめ (SNS や LINE 等によるネット上のいじめを含む) が起きた場合の対応

◎即、連絡・・教頭に依頼し、職員室にて学年主任、生徒指導主任に連絡する。

◎「情報公開」・・自分の学級に照らし、知恵を出し合い、学級に応じた具体的な指導を検討する。

→生徒指導主任が校内生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) を開き、初期対応を検討する。

☆学級内で ①副担任や教科担任の先生に依頼し、一人一人別々の個室で同時に関わった子どもの話を聴き、事実をつかむ。「いじめられた子」の気持ちを伝え、いじめた子に「自分がしたことの相手の心へふるった暴力」について考えさせる。(学年に応じて記述させることも必要になる)

②子どもたちと本件について話し合い、ここから互いにどんなことを具体的にすべきなのか考え、共有し、学級づくりの柱を新たに建て直す。

③保護者会を開き、経過報告をする。これからの指導の方向を示す。

☆学年内で ①生徒指導主任、教頭、学年担任・副担任で解決にあたる。学年集会を開催する。

☆全校で ①臨時職員会議を設け、生徒指導主任が指導の柱を提案し、全教職員で解決に当たる。

②臨時全校集会を設け、子どもたちに事実を伝え、自分事として受け止めさせる。

(3) 重大事態 (SNS・LINE 等によるネット上のいじめを含む) への対応

◎いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

①事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。

②関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導。

③関係機関等 (警察・医療・消防・教育委員会・P T A 等) への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。

④いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

「あなたは悪くはない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。

⑤いじめた児童生徒への指導

いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導をする。健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続する。

6. 言語環境を整える努力 PBS(Positive Behavior Support ポジティブ行動支援)で取り組む

- ・相手が聴いて嬉しい気持ちになる日本語を使い、言語による人権侵害をなくす。
「死ね」「消えろ」「ウザい」「キモい」などの人を傷つける言葉を、その場で正す。

7. SNS・LINE 等によるネット上のいじめについて

- ・未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。契約者の責任であることを伝えていく。
- ・インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ・児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

いじめの定義

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除

・たとえば、①相手に被害を与える行為・心身の苦痛を感じているもの

②反復性 →なくてもいいじめ

③力の不均衡……多対一， ジャイアンとのび太， レギュラーと補欠， 大人と子， 上司と部下， 言い返せない関係性 など

④不公平な影響……加害：これくらい懲らして良いのだ， これはちょっとふざけただけだ＝シンキング・エラー

被害：傷つき， 悲しみ， うつ， 不登校

いじめ重大事案とは

いじめ重大事案とは、いじめによって被害を受けた児童生徒の生命、心身、または財産に重大な影響を及ぼす事態を指し、法律に基づいて特別な対応が求められる状況。

いじめ重大事案の定義

いじめ重大事案は、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、以下の2つのケースに該当する事態を指します。

・生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合：例えば、児童生徒が自殺を企図したり、身体に重大な傷害を負ったりした場合が含まれる。

・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合：具体的には、年間30日以上欠席が目安とされますが、連続して欠席している場合は迅速に調査が行われる必要がある。